

建物等の解体工事における最低制限価格の改定について

令和5年9月1日から最低制限価格の設定基準が変更になりました。

本町では、公共工事の品質を図る観点から、国土交通省の基準に準じ「最低制限価格制度」を導入し、適正価格での契約を推進しているところです。

建物等の解体工事につきましては、品質確保の必要性がないことから、最低制限価格制度の範囲を85%から75%へ引下げます。

解体工事に関し、極端な低価格による契約、不当な処分等が行われる恐れ、ダンピング受注の防止を目的に、最低制限価格を下記の算定方法により適用します。

※予定価格の75%から90%の範囲内の額を最低制限価格とする。

【事務取扱】

門川町役場 財政課契約管理係